

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県

2 構造改革特別区域の名称

環境にやさしいカーシェアリング広島特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島県全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 低公害車・エコドライブの普及促進

次世代のための環境づくりの一環として、地球温暖化防止と自動車の排出ガス対策は重要なテーマである。

県内での14年度における温室効果ガス排出量は、平成2年度と比較して11%増加しており、地域の自然・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制の施策を積極的に推進していく必要がある。また、幹線道路沿いにおいては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質が一般環境に比して依然として高い濃度となっており、自動車排出ガス対策の一層の取組強化が求められている。

この問題解決には低公害車の普及促進とエコドライブの定着が不可欠であるが、本県における平成15年度末の低公害車の保有台数は約16万台、その保有率は14.8%と全国平均をわずかに上回る程度であり、今後さらなる普及の加速が望まれる。

(2) 県民による自主的な環境配慮への取組の推進

広島県では、様々な環境問題に広範に取り組むため、平成15年10月に「広島県公害防止条例」を全面改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」(以下「生活環境保全条例」という。)を制定した。

この条例では、従来の産業型公害に有効であった規制的な手法に加えて、環境配慮への、県民・事業者の自主的な取組を促す手法を盛り込み、“県民みんなで進める次世代のための環境づくり”を目指し、施策の展開を図っている。

(3) 地球温暖化防止・自動車排出ガス等削減対策のための環境整備

県民総ぐるみでの地球温暖化防止・自動車排出ガス等の削減対策を積極的に推進するため、昨年制定した生活環境保全条例に5つの県民・事業者の自主的な取組を促す規定を設け、その推進のための環境を整備した。

自動車使用者の責務

低公害車の購入、自動車の適正な点検・整備等の努力義務

自動車等の駐車時における原動機の停止

運転者に駐車時における原動機の停止(アイドリング・ストップ)を義務付け

駐車場管理者等の責務

一定規模以上の駐車場の管理者等に利用者への原動機停止(アイドリング・ストップ)

の周知を義務付け

自動車使用合理化計画書の作成

一定台数以上の自動車を使用する事業者に自動車の使用合理化や低公害車等の導入などの計画書の作成・公表を義務付け

自動車販売者の責務

自動車販売者に新車購入者への環境情報の交付・説明を義務付け

現在，地方公共団体自らが自動車使用合理化計画の作成・公表やエコドライブ励行への取組を進めるほか，県民や事業者に低公害車の導入やエコドライブの実践を呼び掛けるなど，県民自らによる環境にやさしい自動車利用のライフスタイルの普及・定着に向け，施策の展開を図っている。

(4) 都市圏における交通の円滑化の推進

本県では，平成11年に「広島県総合交通計画」を策定し，総合的な交通体系の整備に取り組んでいる。とりわけ，県内の各都市圏においては，慢性的な交通混雑を緩和し交通の円滑化を図るため，自動車交通需要の増大を抑制するためパークアンドライドをはじめとした交通需要マネジメント施策の展開や公共交通の利便性向上を図るなど，総合的な都市圏交通対策の推進を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) ユーザーの利便性の向上

車両の貸し出しにおいて，IT等を活用した無人予約が可能となり，24時間いつでも，車両の空き状況を確認し予約することができる。

狭い立地で無人のカーシェアリングステーションを設置することにより，市街地への事業展開を容易に行うことができ，ユーザーの利便性の向上や駐車場問題の解消にもつながる。

(2) 環境対策

レンタカー型カーシェアリング事業が展開されて，これらを利用する人々の情報発信や街の角々で環境にやさしい低公害車の走行・エコドライブの実践が見られることによって，低公害車・エコドライブへの県民の関心が高まり，自家用自動車の使用の抑制や自動車の排ガス抑制につながり，生活環境の改善に資する。

(3) 交通渋滞の緩和等

カーシェアリングの利用者として，都市部の集合住宅居住者や，小規模事業所などを想定しているが，これらによる低公害車の共同利用により，自家用自動車の過度の使用が抑制され，交通渋滞の緩和や駐車場問題の解消につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

環境関連に係る規制緩和である今回の特定事業を活用し，低公害車・エコドライブの普及促進を図ることにより，より一層の環境対策に資することを目標とする。

また，土地利用対策及び交通需要マネジメント施策の一環としての新たな取組みなど都市圏における交通の円滑化に資することを目標とする。

更に，県，関係市町村や民間企業のみならず，県民自ら環境等に対する問題意識を持ちながら，環境問題等に対して一体的に取り組むことにより，県内全体への波及効果を高めることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 低公害車の利用の増大

カーシェアリングが主に県民や自動車の使用頻度の少ない事業者を対象に展開されることにより、低公害車利用の利便性が大きく向上し、低公害車の利用者やエコドライブの実践者が増加し、これが発端となり、県民・事業者の環境に配慮した自動車利用への関心が高まり、低公害車の導入促進やエコドライブの実践の促進・定着に大きく貢献することになる。

また、現在、低公害車の導入促進を図るために様々なイベント等が開催されているが、一過性の展示・試乗会型のものが多く、その目的の浸透には限界がある。一方、特定事業のユーザーは日常的な利用者となるため、その利用者による情報発信は、低公害車の利用・導入促進への大きな波及効果が期待される。

(2) 都市部の民間事業者等への普及

官公庁・企業等の環境に対する取組みは年々活発化している一方、社用車等は、各組織で必要台数をそれぞれ保有している現状であることから、当該事業を実施し、近隣の企業間で可能な限り車両を保有することにより、環境対策・交通対策に効果が発揮されるとともに、結果として、企業における利便性の向上やコスト削減対策にも波及効果が期待できる。

(3) 郊外に立地している工場・事業所等における交通手段

県内の大規模工業団地等は、多くは郊外に立地しているが、公共交通機関へのアクセスが難しく、事業者の多くは、タクシーやシャトルバスなど、高コストあるいは利便性の低い手段での移動を行っている現状である。

このような事業所等と都市部や空港・JRなどの交通機関とのアクセス手段として当該事業を実施することにより、事業者の利便性の向上・コスト削減のつながるとともに、今後の広島県の企業誘致活動にも一定の効果が期待できる。

8 特定事業の名称

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業
(1217 国土交通省)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

(別紙)

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業
(1217 国土交通省)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社マツダレンタカー

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特別区域計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体及び活動内容

株式会社マツダレンタカー
(広島県広島市南区金屋町 2-15)

(2) 事業が行われる区域

広島県全域で事業展開を予定

(3) 事業の実施期間

平成17年2月から事業終了まで

(4) 事業により実現される行為

特区内において、レンタカー事業者がハイブリット車など環境にやさしい車両の無人店舗での貸し出し(レンタカー事業)を事業化する。

また、構造改革特区計画の趣旨を踏まえ、利用者に対して、環境へ配慮した車両を使用していることをPRし、環境配慮への啓発を推進していく。

具体的には、以下の2点に焦点を当てた事業展開を計画している。

個人所有の自家用車の代替としての展開(集合住宅型カーシェアリングの展開)

レンタカーのこれまでの利用実態を見ると、集合住宅(マンション、アパート等)に居住する方の利用割合が高く、また、12時間以下の短時間利用者が多く見受けられ、それらの利用者は、一週間を通してほぼ均一に利用されていることが推測される。

今回の特区において、無人店舗でのレンタカー型カーシェアリングが可能となれば、集合住宅内またはその周辺に無人店舗を展開することにより、上記の利用者ニーズを満足させるのに十分なサービスの提供が可能と考える。

現在、カーシェアリング付マンションの提案を、マンション経営者等関係者に提案しているところである。

企業の社用車の代替としての展開（オフィス型カーシェアリングの展開）

市中心部の小規模事業者の共有社用車としての利用

雇用形態の多様化等により、近年、SOHOが増え、専用のオフィスビルも建設されている。そのようなレンタルオフィスは市中心部を始めとして数多く展開しており、ほぼオフィスの数だけ車両を保有していると考え、大変な交通障害であり、環境にも多大な影響を及ぼすことになる。

今回の特区において、無人店舗でのレンタカー型カーシェアリングが可能となれば、上記のようなオフィスやその周辺に無人店舗を展開することにより、車両の需給バランスが図られ、交通障害や環境対策に資すると思われる。

現在、具体的にSOHO協会やレンタルオフィス業者に対し提案を行っていくことを予定している。

郊外に立地している事業所等における交通手段としての利用

大規模な工場を立地するための工場団地は、公共交通機関へのアクセスを確保することが難しく、事業者の多くは、タクシーやシャトルバスなど、高コストあるいは利便性の低い手段に頼らざるを得ない状況である。

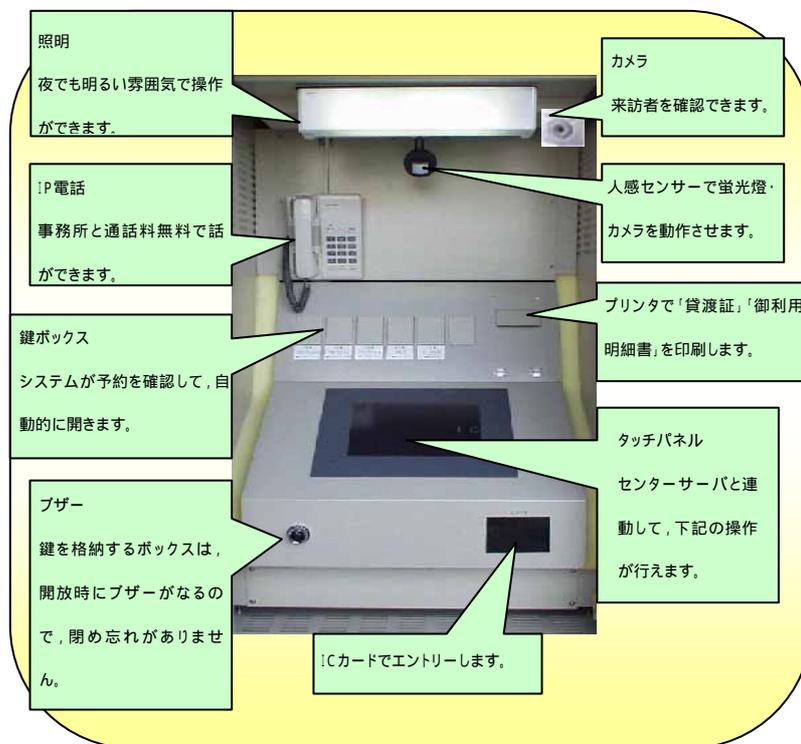
今回の特区において、無人店舗でのレンタカー型カーシェアリングが可能となれば、このような事業所等またはその周辺に無人店舗を展開することにより、都心部、空港・JRなどへのアクセスを低廉にかつ簡便に確保することが可能となると考えられる。

また、このような郊外型カーシェアリングが実現すれば、立地事業者のコスト削減・利便性向上の重要な手段になると考えられるため、今後、カーシェアリングシステム導入と地方自治体等の企業誘致活動と連携させていくことも視野に入れている。

(5) 整備される施設

ステーション端末

当該端末により、貸出車の予約、予約確認、鍵の貸出・返却等を行う。



貸出用自動車

- ・ 1ステーションにつき、3台の車両を配置予定。
- ・ 車種については、環境面に配慮し、ハイブリッド車及び低排出ガス車の2種類を予定。

5 当該規制の特例措置の内容

本計画を実施するにより、低公害車やエコドライブの普及促進が図られ、これまで取り組んできた県や市町村における環境対策のより一層の推進を図ることが可能となる。

また、本計画で行われるレンタカー型カーシェアリングは、無人の事務所にステーション端末を設置し、貸出車の貸渡し等を実施することとなるが、その際、車両の整備・管理において支障が生じる恐れが想定されるが、それら想定される問題点については、下表のとおり、実施主体において代替措置を講じることとし、適正な運営を行うことと見込まれる。

| リスク | 解決策 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 車上荒し、車両盗難 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備会社への場内警備依頼 ・ 各車両の位置検索装置の装備 ・ 各車両への防犯装置の装備 |
| 貸渡装置への加害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各端末への防犯装置の設置 ・ 防犯用カメラの設置 |
| 車両保守 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故（車両状態） ・ 点検整備 ・ 清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 係員の定期巡回 |